

第 1 回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成 24 年 8 月 8 日（水）9：30～10：45

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 白井壽美枝委員、加川幸男委員、大矢奈美委員、菅勝彦委員、
天内純一委員、大澤ひろみ委員、奈良輝昭委員 《計 7 名》

【欠席委員】 野澤正樹委員、敦賀仁委員、金美和委員 《計 3 名》

【事務局】 総務部長 相馬政美、総務部次長 鈴木裕司、人事課長 佐々木淳、
人事課副参事 高野光広、人事課主幹 田村亜希世、人事課主査 藤田剛
《計 6 名》

【会議次第】

1 辞令交付式

2 組織会

- （ 1 ）会長選出 → 菅勝彦委員を選出
- （ 2 ）会長職務代理者指名 → 加川幸男委員を指名

3 諮問

- （ 1 ）市長挨拶
- （ 2 ）諮問書提出

4 審議会

- （ 1 ）諮問経緯説明
- （ 2 ）審議会の運営について
- （ 3 ）資料説明
- （ 4 ）審 議
- （ 5 ）次回日程について

【会議の公開】

組織会において、会議の公開については、基本的には公開すべきとの意見もあったが、自由闊達な意見を損なうおそれがあり、審議会の審議にも影響を及ぼす可能性もあるとの意見があり、非公開とすることとした。

なお、会議概要については、会議終了後、速やかに青森市ホームページで公開する。

【審議会議事要旨】

諮問経緯及び審議会の運営について

○事務局

特別職の報酬等については、これまで、概ね２年ごとに改定を行ってきたが、平成 15 年の改定を最後に改定を見送ってきた。

その理由としては、この間、社会経済情勢は、引き続く景気後退期から企業収益の改善や雇用情勢の改善傾向が見られるなど、緩やかではあるが景気が回復している状況があったこと、一般職の給与改定については、人事院勧告及び青森県人事委員会勧告において、年度によっては据え置き、若しくは、給料表や期末・勤勉手当等の引き下げとなっていたこと、また、本市においては、厳しい財政状況を踏まえ、管理職の給料月額について、部長級 5%、次長級 4%、課長級 3%の削減、常勤特別職の給料の削減（現在、市長が 23%、副市長等 11%）措置を継続して実施してきたこと、さらには、類似都市や東北県庁所在都市の改定状況についても、それほどの変化は見られず、条例本則の改定は行わずに削減措置で対応していることなども参考としたものである。

このような中、この度、これまで据え置いてきた特別職の報酬等の額について、改めて適正かどうか、今回の諮問となったものである。

条例改正案については、12 月の市議会定例会に提出したいと考えており、答申については、条例改正及び予算等の事務処理の関係もあることから、できれば 10 月初旬ごろまでには答申いただきたいと考えている。

審議会の日程としては、4 回の審議を予定しており、今回第 1 回では、配付資料の説明のあと、質問等を受けたいと考えている。

○会長

審議会の日程については、答申までに 4 回の審議を行い、第 1 回である今回は、まずは、事務局から特別職報酬等にかかる資料の説明を受けてから、その後審議していきたい。

今後、第 2 回、第 3 回の審議会は、諮問書の 1 番「報酬等の額が適正かどうか」について、適正ではないということになれば、諮問書の 2 番「具体的な額と実施時期」について審議し、第 4 回には答申案をまとめるというようなスケジュールになると思う。

資料説明

○事務局

資料は 1 番から 12 番までとなっている。

資料 1 は、本審議会委員の名簿である。

資料 2 は、本審議会の設置を定めている青森市特別職報酬等審議会条例である。第 2 条にあるとおり、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長の給料の額について審議いただくための審議会ということになっている。

資料 3 は、青森市の特別職の職員の給与について定めている条例の抜粋である。市議会議員、市長、副市長のほかに、公営企業の管理者、常勤の監査委員、教育委員会委員、皆様と同様の附属機関の委員についても非常勤の特別職であるので、この条例に規定されている。別表一に、現在の市長等の給料が、別表二には、議長、副議長、議員の議員報酬が定められている。

資料 4 は、現在条例に規定されている、市長、副市長、市議会議員の月額給料及び報酬である。記載のとおりであるが、市長については 23%、副市長については 11%の自主削減を行っており、削減後の報酬等月額が、現在支給されている額になる。この削減率については、平成 16 年当時に、市長 10%、副市長 5%の削減を始めて、平成 18 年からは市長 20%、副市長 10%、そして今年の 4 月からは市長 23%、副市長 11%となっているものである。

次に資料 5 は、これまでの報酬額等の推移であり、資料の上段の平成 9 年 8 月 1 日、平成 15 年 4 月 1 日の部分について、報酬等の見直しがされてきた経緯が記載されている。平成 9 年 8 月 1 日には引上げの改定がされており、平成 15 年 4 月 1 日については、初めて減額の答申により改定した経緯があって、その時は、市長、副市長についてはおよそ 2%、議長等の議員については、1%程度の引下げを実施している。

それ以降については、本俸については改定は行っていない(審議会に諮問していない)が、平成 16 年から、市長、副市長については自主削減をしており、その経緯を示している。

続いて、資料 6 は、A4 横 1 枚のものと、A3 を折り込んだものの 2 種類の資料からなっている。A4 の資料については、A3 の資料から抽出して作られており、青森市の市長等の報酬等の額が、中核市等の中でどの程度の額になっているかということを簡単に示したものである。中核市 41 市、東北県庁所在都市の 6 市、県内の弘前市、八戸市を含めた旧 3 市での比較となっている。

例えば、市長であれば、条例上の規定の額では、中核市 41 市の中では 2 番目に高い額になっている。ただし、各自治体において、自主削減をしている自治体、していない自治体があるので、自主削減をした後の額で比較すると、41 市のうち 34 番目となる。同じく東北 6 市においても、条例上の規定の額で比較すると上から 2 番目だが、削減を実施した後の額であれば 6 番目、6 市中では一番低いことになる。

市長、副市長については、本俸だと上位となるが、自主削減後は、概ね下位に位置し

ているといえる。議長、副議長等については、いずれも、中核市、東北6市とも、概ね真ん中くらいに位置しているといえる。

これらの詳細のデータが、次のA3の資料である。

まず、1枚目の市長の資料を使って、それぞれの数値が何かを説明すると、表頭で、「報酬月額」と書かれている部分が基本的に給料の額であり、そのうちの左側の「条例規定額」は条例に規定されている額、青森市長であれば41市のうちで上から2番目の額になっているということである。「減額率」というのは、各自治体の市長が独自で削減している割合で、「条例+減額」は、実際支給されている額であり、青森市長は41市中34番目となっている。

審議いただくのは、条例に規定されている額ではあるが、参考までに、市長の「期末手当」いわゆる夏と冬のボーナスは、青森市の場合は、支給割合が夏冬合わせて2.95月分、役職加算が20%となっており、トータルでは約321万円程度、順位とすれば38番目と下から4番目ということになっている。自治体によって支給割合も異なり、役職加算もそれぞれ異なる。

次に「本則年収額」「削減後年収額」とあるが、期末手当と報酬月額を合計して、年収としてはどの位置になるのかを示したものである。「本則年収額」は条例上規定された額をそのまま支給するといくらかというもので、「削減後年収額」は自主削減をした結果、実際支給になっている額であり、青森市の場合は、条例上の規定の額では、給料のみの場合は、上から2番目だったが、年収でいくと上から15番目、実際支給されている年収としては38番目で下位から4番目となっている。

最後に、参考として、退職手当の額だが、こちらは削減後の額であり、自治体によっては支給率を一時的に削減したりしているので、ここは4年間勤め上げた場合に支給される実額であり、青森市は支給割合が各都市の中で一番低くなっている。0円とあるのは、市長が公約などで退職手当を支給しないとしているところであり、それ以外の自治体の中では現状では一番低い額となっております。

これと同じもので副市長、そして議長、副議長、議員については削減はないが同様のものが5枚と、それからこれらと同じ内容で、東北6市、県内3市、参考で青森県と比較したものが6ページから10ページまでの5枚となっているので、後程ご覧いただきたい。

ここまでが直接的に審議いただく特別職の資料であり、このあとは一般職等の参考資料となる。

資料7は、私ども一般職職員の給与改定状況ということで、前回、審議会を開催した以降のもの約10年間分をまとめたものである。平成19年度に若干の上乗せの改定があったが、削減が進んでいる状況である。これはあくまで平均値ということで、例えば平成23年度であれば0.22%の改定がされているが、ここ数年については若年層については削減しない配慮がされているので、40代、50代については、一桁%程度の削減となっている。

資料8は、一般職であれば、例えば扶養手当や管理職手当など本俸のほかに手当があるが、特別職の手当の状況がどのようなになっているかということをもとめた資料である。

特別職については、基本的には期末手当と、市長、副市長については、寒冷地手当が支給されている。そのほかの手当については、退職手当以外は基本的にはない。

資料 9 は、今回、議員を除くと、市長、副市長の本俸について審議いただくが、常勤の特別職としては、そのほかにも、具体的には、浪岡区長、教育長、企業管理者がおり、一般職の部長級職員も併せて、その給与について示したものである。市長等の自主削減についてはこれまで説明してきたが、部長級についても、現在 5%の給与削減を実施している。給料と諸手当のトータルについて、上段は削減前の数字の比較、下段は削減後の比較ということになる。

資料 10 は、参考までに、東北 6 市についての予算規模等についての資料となっている。青森市の予算規模については、1,161 億円余である。特徴的なことは、本市の人件費の割合が非常に少なくなっており、平成 18 年度から約 400 人の職員の削減を進めたことが影響しているのではないかと思う。秋田市は若干高いが、これは高い給料を支給しているのではなく、合併等の影響もあって、多少人件費の割合が高まっていると思われる。

資料 11 については、財政力指数の資料である。自治体の財政力を表す指標のひとつになっており、どれだけ市がお金を使っていて、どれだけお金があるかということの単純な割り返しではなく、各自治体が必要なことを実施するのにどれだけの財政需要があるかということ、ある程度の標準的な収入の中でどれだけそれに回すことができるのかというような数値を使って、財政力指数を算出するのだが、およそ 1 に近ければ近いほど財政的に余裕があるといわれている数値である。これでいくと、青森市は 0.54 ということで、財政力としては非常に厳しいことが分かる。39 番という順位は中核市 41 市の中では下から 3 番目であり、東北 6 市の中でも一番低い数字となっている。数値的な資料は以上である。

最後の資料 12 は、予定している審議会の日程である。

主な質疑応答

主な質疑応答や意見要望は以下のとおり

○委員

議員報酬に関して、議員が報酬以外にいただいているものが分かるような資料があれば、それも含めて議員の報酬について考えられるかと思う。

○事務局

議員の給与については、先程ご説明した報酬と期末手当があるが、そのほかに議員活動に使う政務調査費や視察に必要な旅費などがあり、次回までに資料を用意する。

○委員

資料 10 の中で、一般財源と人件費の割合も知りたい。

○事務局

割り返した数字について、次回の資料に追加する。

○委員

資料 9 で、教育長と企業管理者とあるが常勤か。

○事務局

いずれも常勤である。

補足すると、今回は、市長、副市長の給料について審議いただくが、浪岡区長、教育長、企業管理者については、副市長の答申を参考に、これまでも市として対応してきている。

次回日程について

○事務局

次回の審議会は、8 月 24 日金曜日の午後 2 時から。

委員の皆様から依頼のあった資料については、追加資料としてなるべく次回の会議の前には全委員に配布する。また、このほか希望する資料等があれば、直接事務局までに連絡をお願いしたい。